

社会福祉法人正恵会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人正恵会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。

なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。

- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は役員等の職務執行の対価として報酬総額を年間50万円以内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員等が評議員会、理事会又はその他の会議等に出席した場合には1人1回につき5340円を報酬として支給する。

(費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 役員等には、法人の用務で出張に要する旅費(旅行雑費、宿泊料等を含む)を、別に定める旅費等支給要領に準じて支給することができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附則

この規程は、改正社会福祉法(平成29年4月施行)に係る定款承認後施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。